

令和6年10月5日（土）

一般社団法人日本芸能従事者協会 シンポジウム

「フリーランス法の施行に向けて(就業環境の整備と安全衛生)」

# 芸能分野における安全衛生と健康確保と行政の役割

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

主任中央労働衛生専門官 船井雄一郎

# 「フリーランス（個人事業者等）」の実態①

○ 各種調査では、フリーランス（個人事業者等）は300万人～500万人いると推測されている。

参考：日本の中学校の生徒数：約320万人 在留外国人数：約310万人

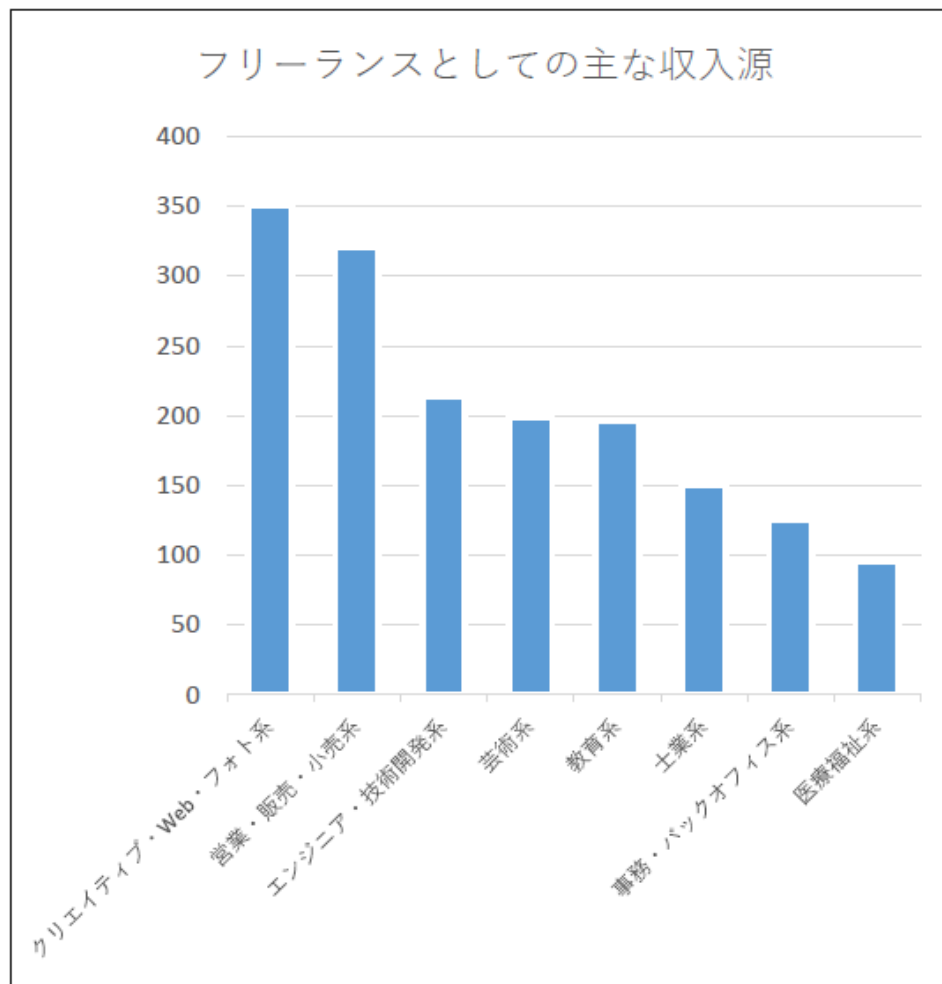
	内閣官房による統一調査 (関係省庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
	<b>「フリーランス」</b>	<b>「フリーランス相当」</b>	<b>「フリーランス」</b>	<b>「雇用類似の働き方の者」</b>
対象	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの 試算人数	462万人 (本業 214万人/副業 248万人)	341万人 (本業178~228万人/副業112~163万人) ※なお定義の違いにより306~341万人と 幅をもって推計	472万人 (本業 324万人/副業 148万人)	367万人 ※①~④に該当する者を試算したもの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査 期間	2020年2月10日~3月6日	2019年1月28日~3月4日	2019年1月11日~1月31日	2019年1月15日~2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独)労働政策研究・研修機構

# 「フリーランス（個人事業者等）」の実態②

- フリーランス（個人事業者等）は、様々な分野で活躍しており、その実態はつかみきれていない。  
※ 分野をまたがる「兼業・副業」、「労働」との行き来などもある

表5. フリーランスとしての主な収入源（職種）

	人数	%
クリエイティブ・Web・フォト系	350	12.7%
営業・販売・小売系	321	11.7%
エンジニア・技術開発系	213	7.7%
芸術系	199	7.2%
教育系	196	7.1%
士業系	150	5.5%
事務・バックオフィス系	125	4.5%
医療福祉系	95	3.5%
美容ファッション系	91	3.3%
コンサルティング系	89	3.2%
出版・メディア系	78	2.8%
スポーツ・健康系	68	2.5%
飲食系	66	2.4%
金融保険系	65	2.4%
運輸・配送系（トラック、バン等の自動車使用）	51	1.9%
通訳翻訳系	51	1.9%
映像制作系	38	1.4%
企画系（マーケティング・広報など）	24	0.9%
運輸・配送系（自転車、バイク、スクーターの使用）	24	0.9%
人材系	21	0.8%
ライフサポート系	17	0.6%
その他	418	15.2%
合計	2,750	



※ 上位8職種のみグラフ化

# 「フリーランス（個人事業者等）」の安全衛生上の課題

<労働者と特別加入者の災害発生率>令和2年度

業種	労働者				
	①死亡者数	②休業4日以上(死亡せず)	③合計(=①+②)	④労働者数(万人)	⑤1万人あたりの災害発生率(=③/④)
林業	35	1070	1105	5	221.0
建設業	260	11835	12095	334	36.2
製造業	142	20434	20576	953	21.6
運輸業(交通運輸事業、貨物取扱事業)	140	17802	17942	264	70.6
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	100	22453	22553	1241	18.2
農業	17	1391	1408	48	29.3
その他の各種事業	96	29088	29184		

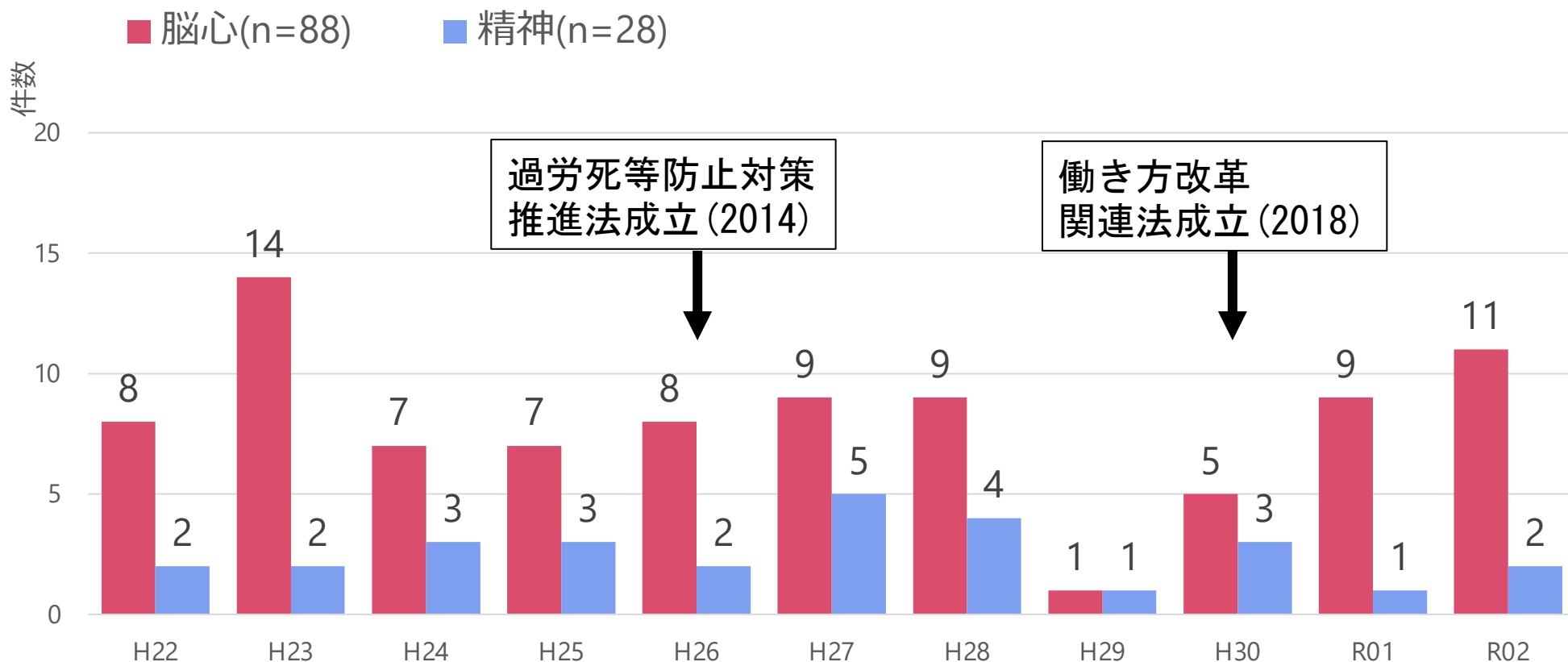
○ 労災保険の特別加入者（任意加入）の認定データとの比較では、業務上災害の発生率は、**労働者の約3倍（建設業）**

労働災害：36.2人  
特別加入者：119.1人  
※ 1万人当たりの被災者数

業種	一人親方、特定作業従事者					中小事業主等				
	⑥死亡者数	⑦休業4日以上(死亡せず)	⑧合計(=⑥+⑦)	⑨特別加入者数	⑩1万人あたりの災害発生率(=⑧/⑨)	⑪死亡者数	⑫休業4日以上(死亡せず)	⑬合計(=⑪+⑫)	⑭特別加入者数	⑮1万人あたりの災害発生率(=⑬/⑭)
林業	2	75	77	1831	420.5	0	27	27	3092	87.3
建設業	54	7588	7642	641496	119.1	35	2737	2772	455570	60.8
製造業						7	446	453	191483	23.7
運輸業(交通運輸事業、貨物取扱事業)						2	53	55	20820	26.4
個人タクシー、個人貨物運送業者	2	153	155	8794	176.3					
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業						7	541	548	169768	32.3
農業						6	193	199	26788	74.3
農業(特定農作業従事者)	12	513	525	65556	80.1					
農業(指定農業機械作業従事者)	3	175	178	29934	59.5					
その他の各種事業						3	238	241	181208	13.3

# 「フリーランス（個人事業者等）」の安全衛生上の課題

- 特別加入者の過労死等では脳心事案が多い  
(脳心は精神の約3倍、全過労死事案では逆、直近では精神が脳心より3倍多い)
- 過去11年間では、2件から16件の間を推移している



年度 平成22年度から令和2年度 (2010年4月～2021年3月)

# 「フリーランス（個人事業者等）」の法令上の位置付けは？

## 労働安全衛生法（抄）

（定義）

第二条

二 **労働者** 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使

用される者及び家事使用人を除く。）をいう

三 **事業者** 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

（以下略）

労働安全衛生法上は、「フリーランス」の定義なし

※ 安衛法制定後50年、明確な保護対象ではなかった

## 労働基準法（抄）

（定義）

第九条 この法律で「**労働者**」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

## 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次

の各号のいずれかに該当するものをいう。

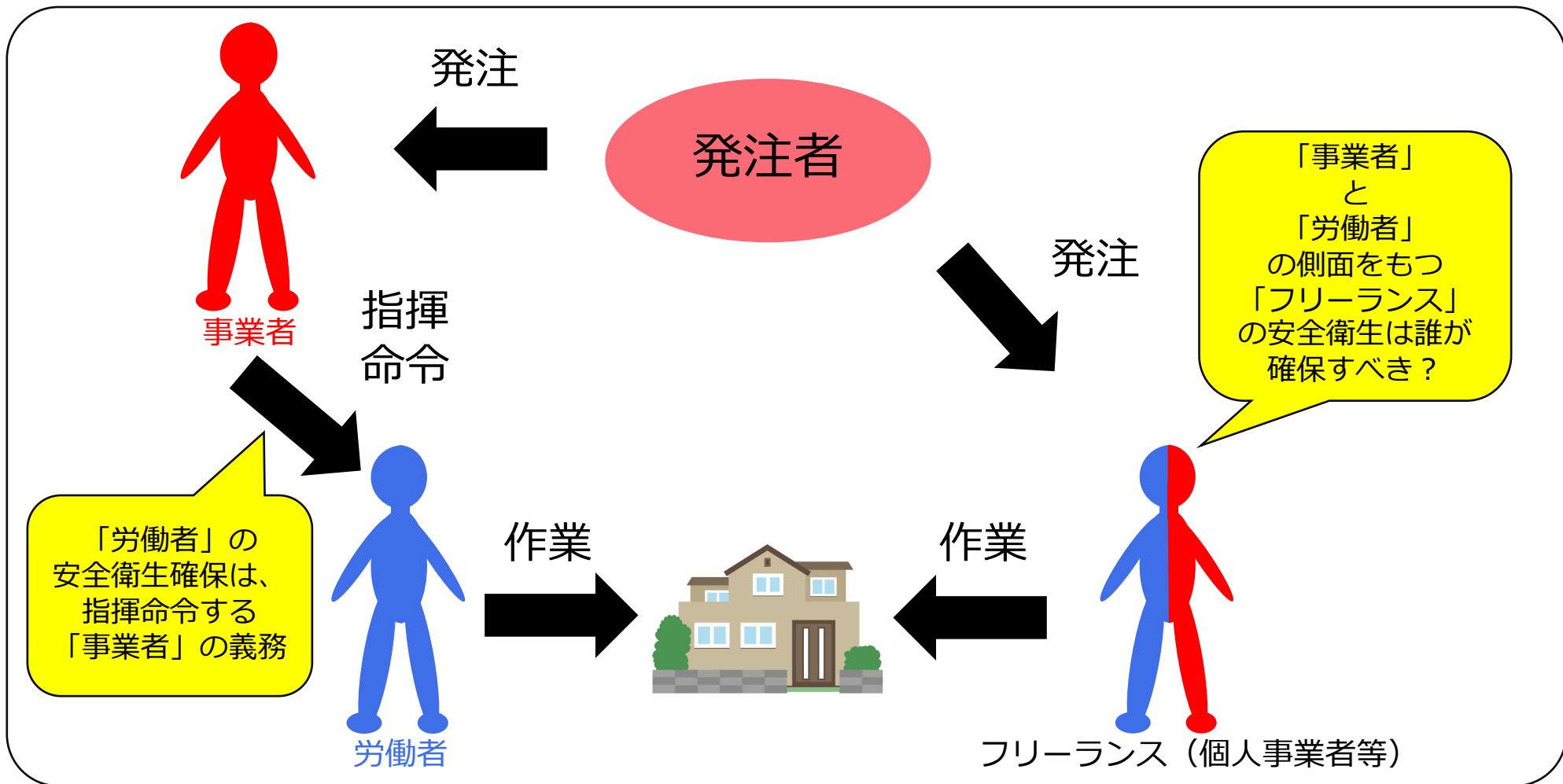
一 個人であって、従業員を使用しないもの

二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監

事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第三号において同じ。）がなく、かつ

# 「フリーランス（個人事業者等）」の安全衛生は誰の責任か？

- 同じような作業をする「労働者」と「フリーランス」の安全衛生は誰の責任で確保すべきか
  - フリーランス（個人事業者）は
    - ①仕事を受けるときは「事業者」のような立場
    - ②作業を行うときは「労働者」のような立場
- ➡ 「自分の身は自分で守る」だけで十分か





# 建設アスベスト訴訟 最高裁判決

## 安衛法の規定とこれまでの考え方

- 安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的としており、これまでこの法律により保護すべき対象は、事業者には雇用されている「労働者」と位置付け、運用してきた。

<参考>労働安全衛生法

(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

## 最高裁の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者には義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考>労働安全衛生法

第22条 **事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害



# 対策の検討に当たっての基本的な考え方

## 安衛法の規制体系と最高裁の判断

- 労働安全衛生法は、労働災害を防止するため、直接の雇用関係のみを前提とする規制以外にも幾つかの規制（統括管理、流通規制、機械等貸与者に対する規制等）を設けている。  
※ 労働安全衛生法は労働者以外の者（個人事業者等）を普遍的に保護対象としているものではない。
- 建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

## 上記を踏まえた対策の方向性

- 労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 作業場所を管理する者（事業者）が当該場所で就労する者を保護する
- ② 労働者と同じ場所で就労する者（個人事業者、その他の作業員）は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないよう、必要な事項を実施する（上記①に対応した措置等）

### ➡ 最高裁判決で示された判断に整合した内容

- 個人事業者が労働者とは異なる場所で就労する場合であっても、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じる。

- ① 個人事業者自ら、作業に伴う安全衛生や自身の心身の健康を確保する

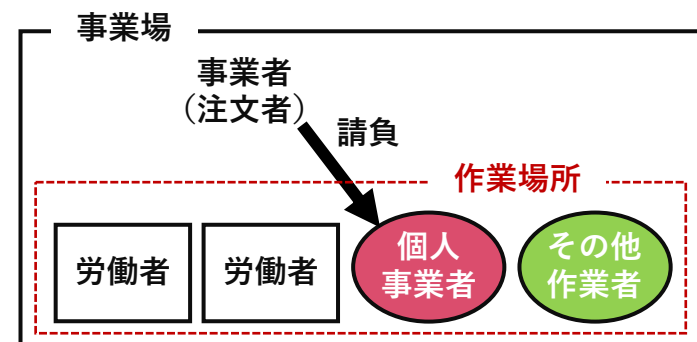
### ➡ 新たな観点（安衛法の枠組みを超えるため、ガイドライン等で推奨）

- ② 注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクを管理することが可能である注文者が災害リスクに応じた措置を講ずる

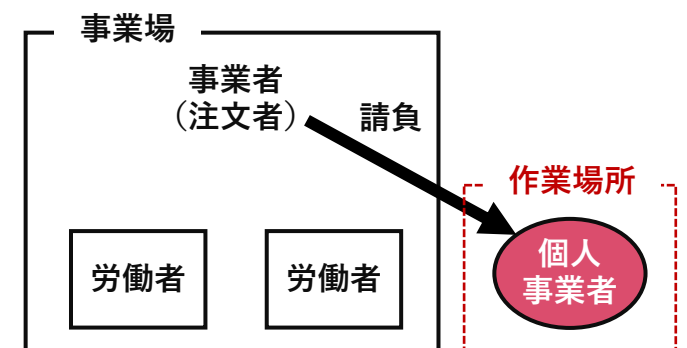
### ➡ 安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）で対応

※ 上記以外にも、安衛法の既存の枠組みの拡充（統括管理の対象拡大、機械等貸与者による措置の対象機械拡大等）やガイドラインの策定も検討

個人事業者や出入業者（その他の作業員）等が事業者（注文者）の事業場内で作業する場合



個人事業者に請負させた仕事が、事業者（注文者）の事業場外で行われる場合



## 検討会報告書の目次

- 1 検討会の趣旨・開催状況
- 2 個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題
- 3 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討結果
  - 3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等
  - 3-2 個人事業者等の危険有害作業に係る災害を防止するための対策
    - (1) 個人事業者等自身による措置やその実効性を確保するための仕組み
    - (2) 注文者（発注者）による措置

※ うち、【注文者等による安全上の指示】は別途ガイドライン等で対応

  - (3) 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置
  - (4) 個人事業者等に作業の一部を請け負わせる事業者による対策
- 3-3 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策
- 3-4 個人事業者等や小規模事業者に対する支援
- 3-5 その他
  - (1) 個人事業者等の特性を踏まえた対策の推進
  - (2) 個人事業者等による労働基準監督署等への申告について

# 個人事業者検討会の報告結果を踏まえた検討状況

		個人事業者等の危険有害業務		個人事業者等の危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
措置の主体	事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #cccccc;"> <p>最高裁判決対応</p> <p>【対応済】</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #cccccc;"> <p>論点2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）</p> <p>【対応済】</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #00aaff; color: white;"> <p>論点3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）</p> <p>【対応済】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: white; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>令和6年5月に「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定</p> </div>
	個人事業者等	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等</li> <li>● 個人事業者自身による措置のあり方</li> <li>● 注文者（発注者）による措置のあり方</li> <li>● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方</li> </ul> </div>		
	注文者 ※ 注文者（仕事を他人に請け負わせる者）が注文した作業に伴うリスクへの対応			
	注文者以外の災害リスクを発生させる者（機械リース業者等）			

## 論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」  
を位置付けるのか

【総論①】  
労働安全衛生法上の「個人事業者等」  
の範囲

【総論②】  
労働安全衛生法で「個人事業者等」を  
保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容  
を検討してはどうか

【各論①】  
個人事業者等自身でコ  
ントロール可能な災害リ  
スクへの対策

【各論②】  
個人事業者等自身でコ  
ントロール不可能な災害  
リスクへの対策

【各論③】  
その他（【各論①】、  
【各論②】の実行性を高  
めるための取組等）

# 【総論①】 労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

対応案

- 労働安全衛生法において保護対象や義務主体とする「個人事業者等」の範囲は以下のとおりとはどうか。

## ① 個人事業者

- 労働者を使用しない。
- 法人、非法人（個人）かは問わない。
- 請負契約や業務委託契約のような契約の有無は問わない（＝農家、芸術家なども含む）。

## ② 中小事業の事業主及び役員

- 個人事業者や労働者が行うのと類似の作業を自ら行う中小事業の事業主や役員。
- ※ 中小事業の範囲は、業務上災害の実態や他の労働基準関係法令での取扱いを踏まえて定めることとする



中小事業の業種及び規模

業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人
卸売業 サービス業	100人
上記以外の業種	300人

対応案

- 中小事業の定義は、労災保険制度において、特別加入を認める中小事業主の範囲との整合性を踏まえ、業種に応じ、常時使用する労働者数が右表に定める数以下の事業とすることとはどうか。

## 【総論②】 労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

### 個人事業者等自身に措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者の安全や健康の確保を通じた労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等自身に措置を求めるのは労働者と同じ場所で就業する場合とすることが適当ではないか。

### 事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求める場合

対応案

- 労働安全衛生法が労働者保護を主目的としていることを踏まえれば、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合には、事業者や注文者、建築物や機械等の貸与者に個人事業者等の保護の観点から措置を求めることが適当ではないか。
- 個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、注文した仕事に係る作業場所や作業方法から生ずる災害リスクへの対応については、安衛法の既存の枠組み（発注者、注文者対策）の活用が可能なものもあるため、これを活用することとしてはどうか。

### 個人事業者等自身や事業者、注文者、建築物や機械等の貸与者に措置を求めることが困難な場

対応案

- 法令に基づく措置が困難な場合であっても、個人事業者等の危険や健康障害を防止する観点から、ガイドライン等により関係者に措置を求めることとしてはどうか。

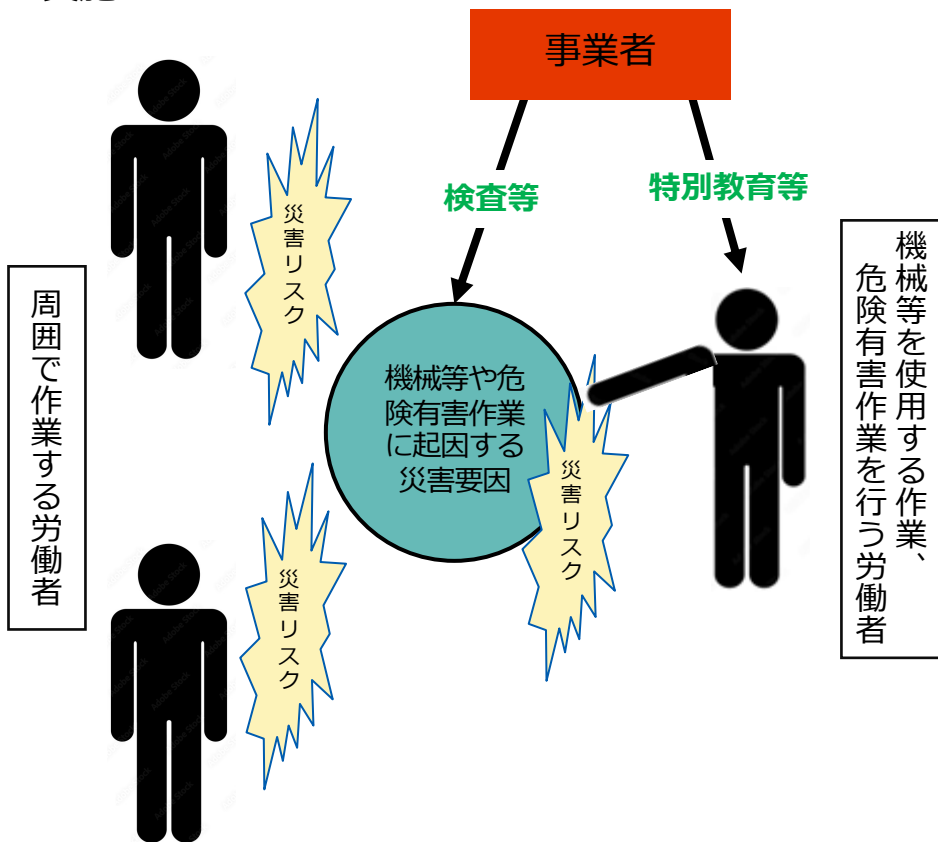


# 【各論①】 個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

## 基本的な考え方（イメージ図）

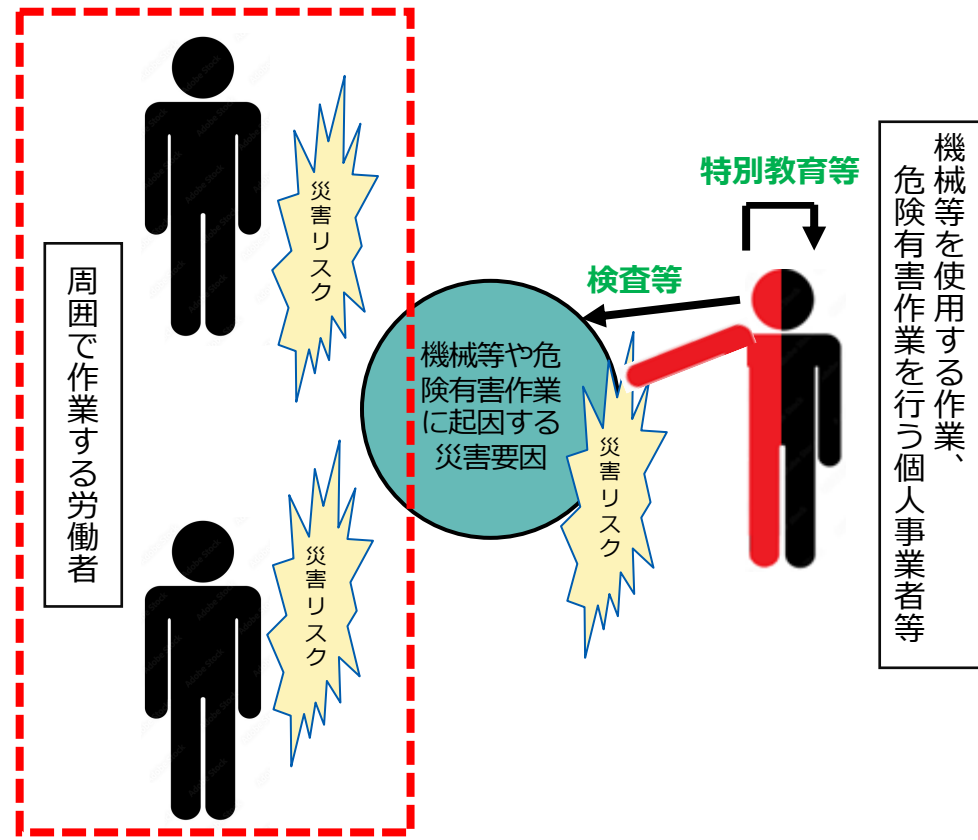
### 事業者が講ずる措置についての考え方（現行法）

事業者は、「機械等を使用する作業、危険有害作業を行う労働者」だけでなく、「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から機械の使用禁止等の措置を実施



### 個人事業者等に新たに義務付ける措置の考え方

「周囲で作業する労働者」も同様に保護する観点から、個人事業者等は、「事業者に義務付けられている措置と同一の範囲の措置を講ずる必要があるのではないか」





# 【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策 －注文者（発注者）による措置の在り方－

## ア 注文者の責務の範囲の明確化

対応案

- 建設工事以外の注文者にも工期等について配慮を求めることが必要であることから、同条の条文が建設業に限らず全ての注文者が対象である旨を規定上も明確にしてはどうか。
- 無理な工期・納期の設定や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は安衛法第3条第3項の趣旨にそぐわないものである旨はガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 安衛法第3条第3項は、全ての注文者が対象であり、注文した仕事を直接請け負った請負人が行う場合に限らず、数次請負契約によって行われる場合についても、注文した仕事について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない趣旨である旨をガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 注文した仕事の安全衛生の確保を図る上で、注文者による対応に加え、適切な作業環境の確保や作業内容、作業条件等をあらかじめ明確にしておくなど、注文に当たって安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないようにするために注文者が作業場所を管理する者等に対して求めることが必要な措置の内容等をガイドライン等で示し、関係者に周知・啓発を図ることとしてはどうか。

参照条文－労働安全衛生法（事業者等の責務）

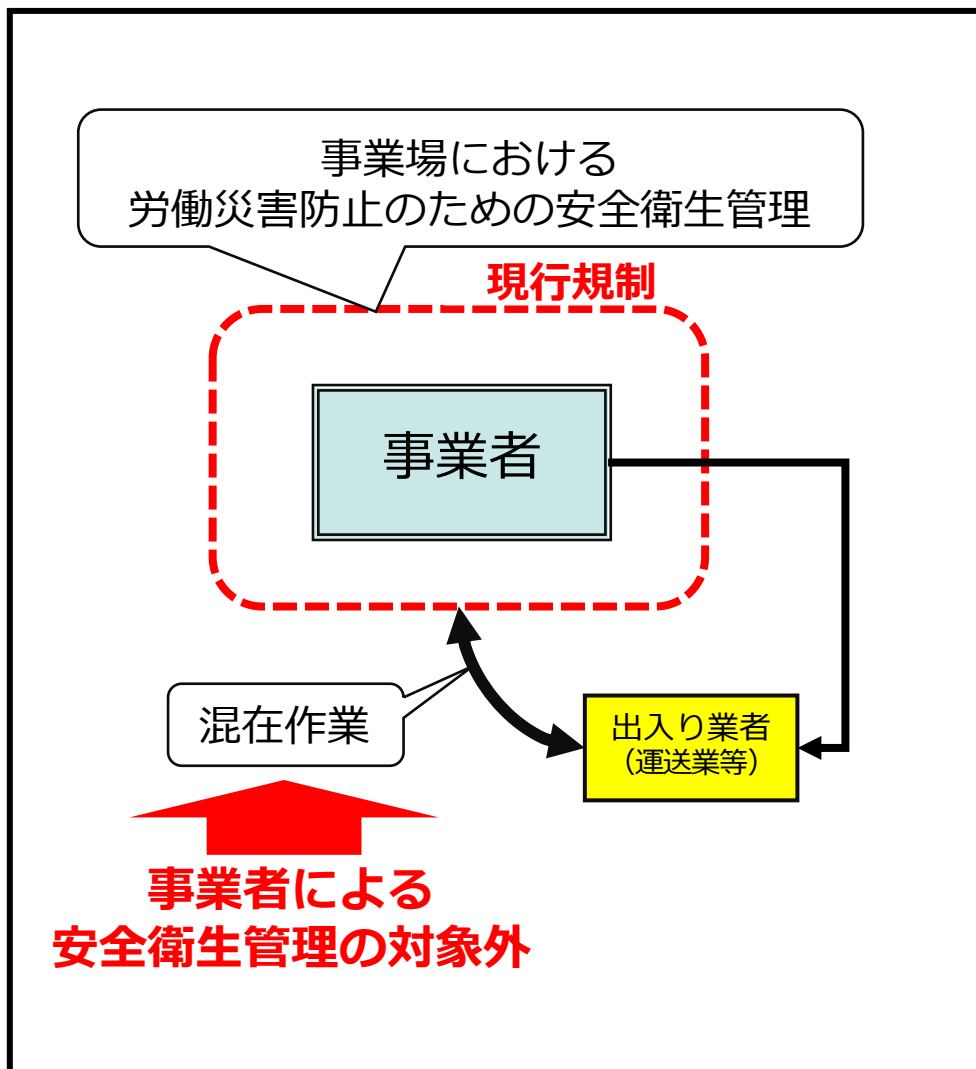
第3条（1、2略）

- 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

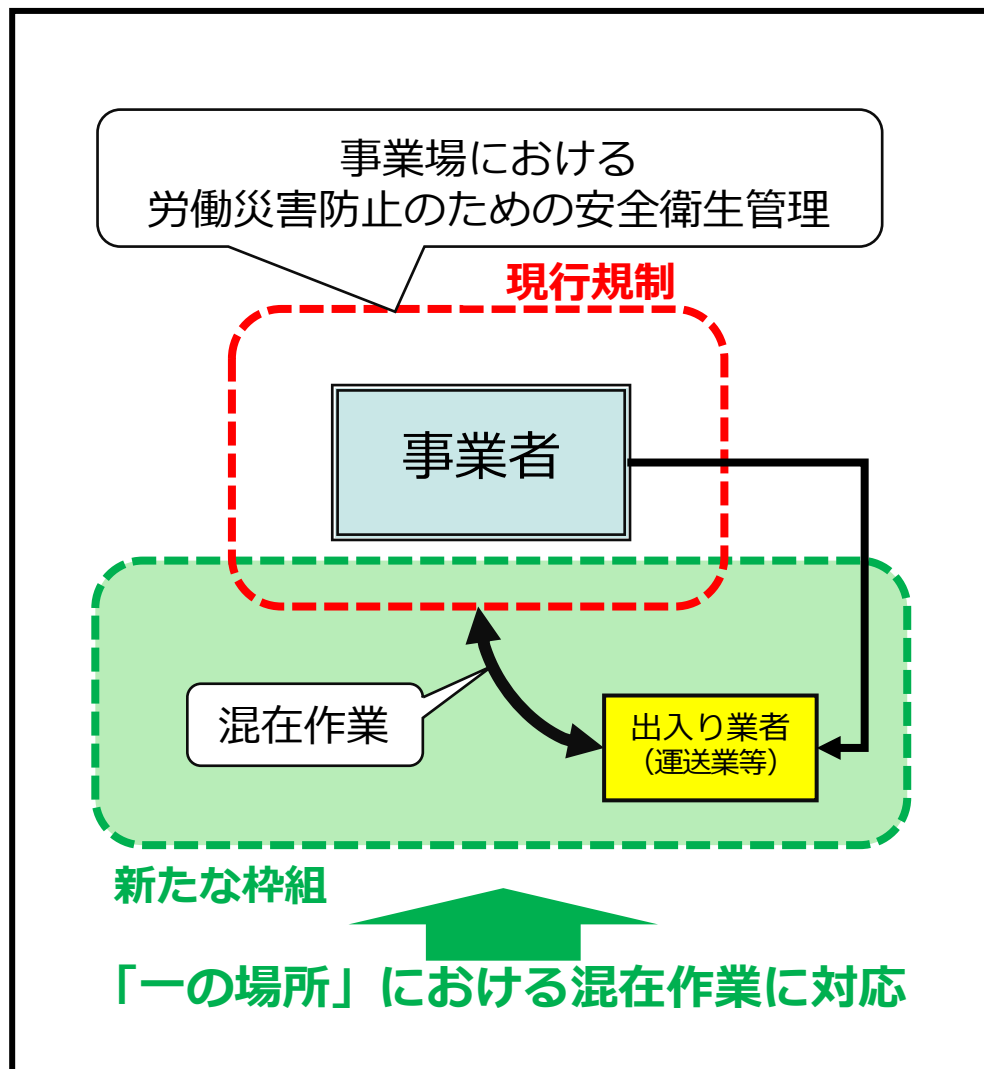
# 建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整のイメージ

- 業種や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業に着目し、混在作業場所を管理する者に一定の措置を求める枠組みを新たに創設

《現行》

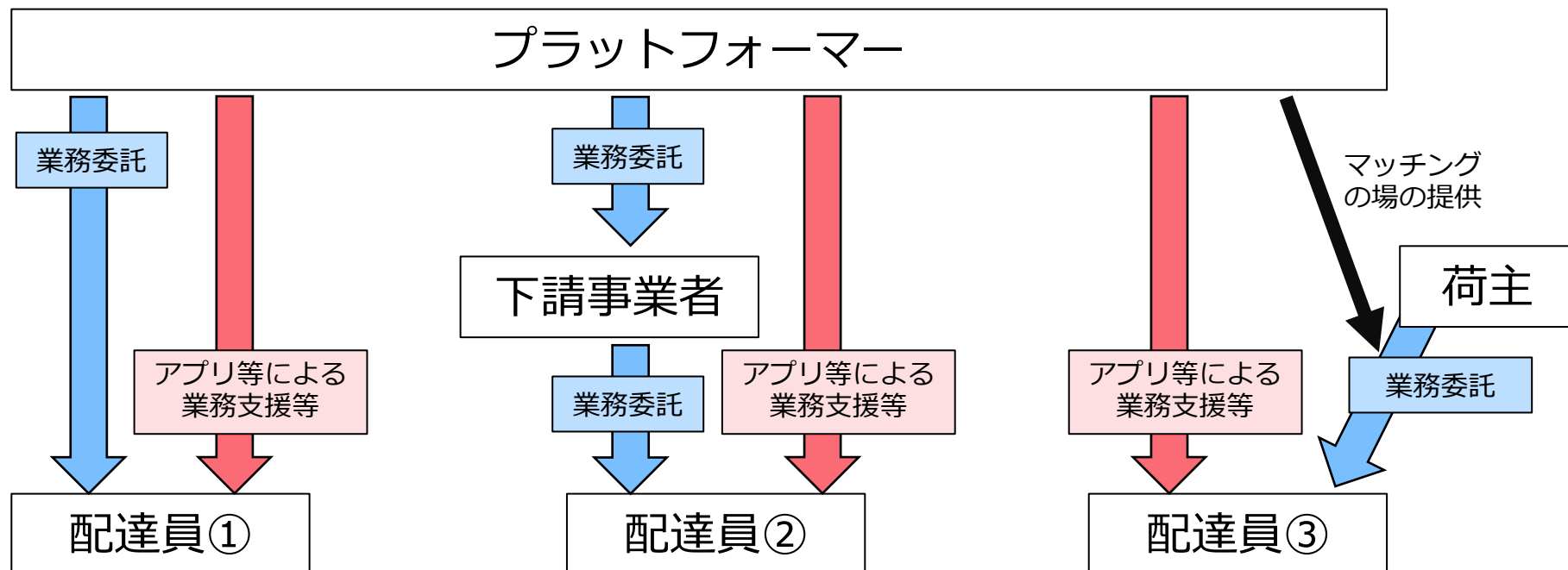


《見直し後》



# プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置のイメージ

## 【荷の配送業務の流れ】

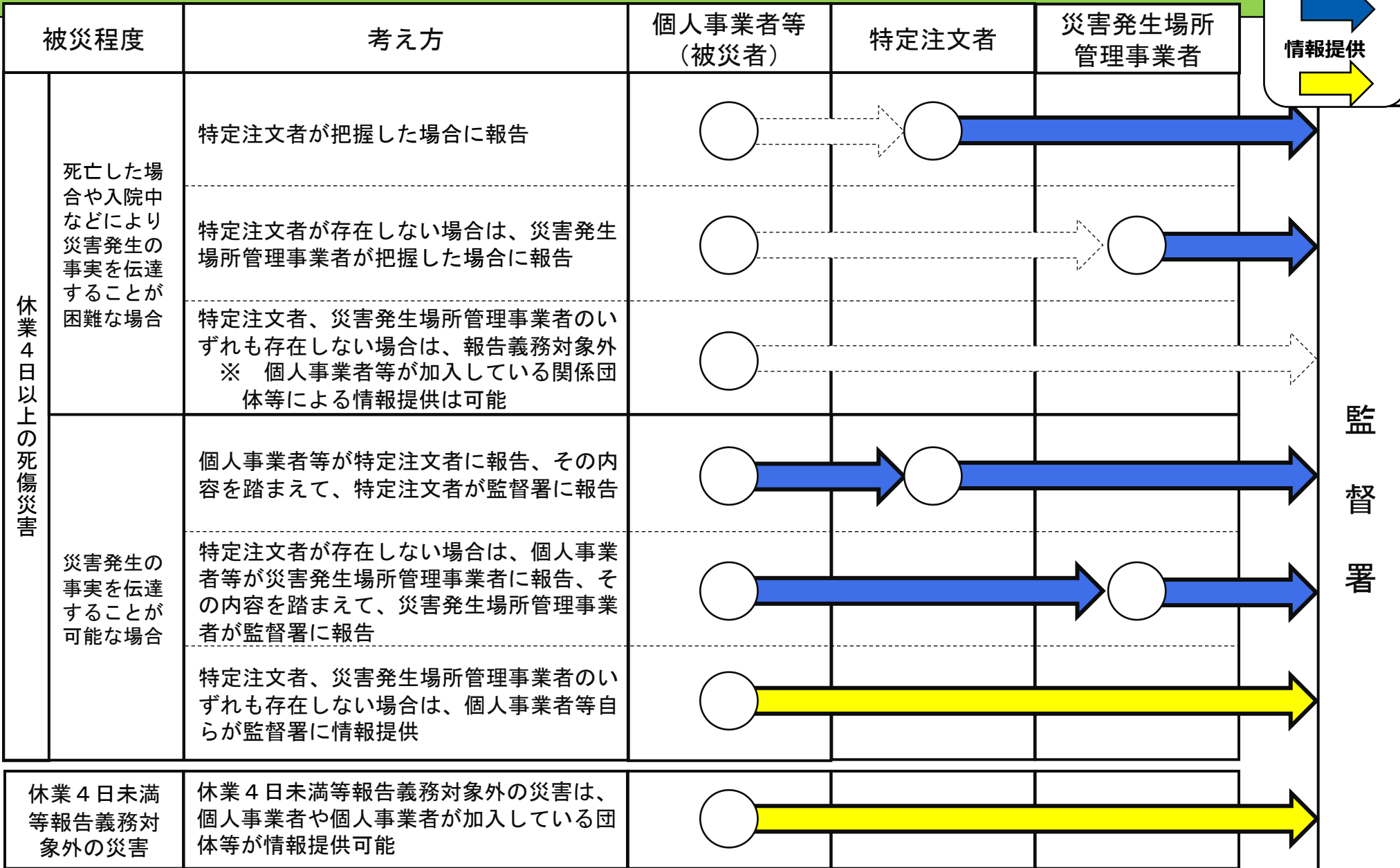


※ プラットフォーマーが具体的に配慮すべき事項は、業務委託の内容や業務支援等の内容が作業上の安全衛生に及ぼす影響の程度によって異なるため、ガイドライン等により明確にする。（前回提出資料1 スライドNo.6 参照）

## 例) プラットフォーマーによる業務支援等の例

	業務委託等の状況	プラットフォームの位置付け
配達員①	プラットフォームから直接業務委託を受けている プラットフォームが提供するアプリ等による業務支援等を受けている	注文者
配達員②	プラットフォームから業務委託を受けた下請事業者から業務委託を受けている プラットフォームが提供するアプリ等による業務支援等を受けている（契約関係なし）	注文者
配達員③	プラットフォームが提供する場でマッチングした荷主から業務委託を受けている プラットフォームが提供するアプリ等による業務支援等を受けている（契約関係なし）	注文者に該当しない

# 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図



※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。  
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

# 個人事業者等の健康管理に関する ガイドラインについて

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1 趣旨・適用

本ガイドラインは、労働者と同じ場所で就業する者や、労働者とは異なる場所で就業する場合であっても、労働者が行うのと類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主若しくは役員（以下「個人事業者等」という。）が健康に就業するために、

- 個人事業者等が自身で行うべき事項
- 個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者（以下「注文者等」という。）が行うべき事項や配慮すべき事項

等を周知し、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促すもの。

## <業種・職種の実情や商慣習に応じた対応>

- 各業種・職種の注文者等や個人事業者等の団体、仲介業者等が、このガイドラインを参考に、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた業種・職種別のガイドラインを必要に応じて策定することを推奨。

## <「労働者」に該当する場合の留意点>

- 労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」であるかどうか判断されることになる。労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることに留意。

## 2 個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の取組

### <個人事業者等>

- 個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本。

### <注文者等>

- 個人事業者等が、注文を受けて仕事を行う場合には、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要。
- 個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。

### <団体等>

- 個人事業者等や注文者等が加入する業種・職種別の団体や仲介業者等には、個人事業者等及び注文者等がこれらの取組を円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待される。

### <国>

- 国は、本ガイドラインに基づく取組について、個人事業者等、注文者等のほか、各業種・職種の注文者等や個人事業者等の団体、仲介業者等に対して周知啓発するとともに、個人事業者等の健康管理を支援するための取組（個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターによる支援、団体等に対する情報提供等）を行うこととし、これらの内容について厚生労働省ホームページ等で一覽的に掲載し、随時、更新していく。



## 個人事業者等が各種支援を活用しながら実施すべき事項

- 健康管理に関する意識向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保
- 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

## 注文者等が実施すべき事項

- 長時間の就業による健康障害の防止
  - ※ 注文状検討の配慮、注文状検討により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

### 3 個人事業者等が自身で実施する事項

個人事業者等は、1及び2を踏まえ、利用可能な各種支援を活用しながら、次の事項を実施すること。

#### (1) 健康管理に関する意識の向上

- 心身の健康に配慮した働き方、生活習慣の改善等についての知識を深め、心身の健康の保持増進に努めること。
- 加入している医療保険者や自治体が行うセミナーのほか、労災保険に特別加入している者については産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを活用することも一つの方法。また、事業者が雇用する労働者の健康確保のために実施している事項を参考とすることも有効な方法。

#### (2) 危険有害業務による健康障害リスクの理解

- 健康に影響を及ぼすおそれのある危険有害業務に従事する場合には、あらかじめ当該業務による健康障害リスクや健康障害を防止するために必要な対策についての知識を得ておくこと。
- 当該業務に関係する安全衛生教育（労働者であれば特別教育が必要な業務については当該特別教育を含む。）を受講するとともに、請け負った危険有害業務による健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報の提供を注文者等に対して求めることが重要。

#### (3) 定期的な健康診断の受診による健康管理

- 事業者が常時使用される労働者であれば、事業者が実施する労働安全衛生法の一般健康診断を受診する必要があることを参考にして、1年に1回、健康診断を受診すること。40歳から74歳の者については加入している医療保険者が行う特定健康診査を受診することができることに留意。
- 健康診断において異常の所見が認められた場合には、精密検査を受けたり、医療機関を受診するとともに、仕事のペースの見直しなど業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要。
- 医療保険者が行う特定保健指導等を積極的に活用し、健康を保持するために必要な生活上の取組について指導を受けることも重要。

### 3 個人事業者等が自身で実施する事項

#### (3) 定期的な健康診断の受診による健康管理（続き）

- 労働者であれば受診する必要がある労働安全衛生法第66条第2項に基づく健康診断、同条第3項に基づく歯科健康診断の対象となる有害業務に常時従事する場合又はじん肺法に基づくじん肺健康診断の対象となる粉じん作業に常時従事する場合は、これらの健康診断と同様の頻度で、同様の検査項目による健康診断を受けること。
- 化学物質取扱作業に関する仕事を請け負った場合には、取り扱う化学物質に関する情報や注文者等が実施したリスクアセスメントの結果、注文者等が自らが雇用する労働者に対してリスクアセスメント対象物健康診断を実施する場合はその検査項目や頻度に関する情報を入手するように努め、入手したリスクアセスメントの結果から当該業務による健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断されるときは、健康診断を受けること。
- 異常の所見が認められた場合には、精密検査を受けたり、医療機関を受診するとともに、仕事のペースの見直しなど当該業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要。

#### (4) 長時間の就業による健康障害の防止

- 自らの就業時間を把握して長時間になりすぎないようにすることが重要。一般の労働者に適用される時間外労働時間の上限規制を参考にして、就業時間を調整することが望ましい。

(参考) 一般の労働者の労働時間の上限

- 時間外労働 が年720時間以内 ・ 時間外労働と休日労働 の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは1年で6か月が限度

- 睡眠・休養の確保も含めた体調管理を行うこと。就業時間、睡眠時間を含めた日々の健康情報を管理するツールとしては、厚生労働省がインターネット上で無料配布している「マルチジョブ健康管理ツール」を活用するのも一つの方法。

### 3 個人事業者等が自身で実施する事項

#### (4) 長時間の就業による健康障害の防止（続き）

- 長時間の就業によって疲労の蓄積を感じる場合は、長時間労働者に対する面接指導制度を参考に、医療機関への受診、医療保険者や自治体が実施している健康相談等を活用するとともに、仕事のペースの見直しなど業務による健康障害を防止するために必要な措置を講じることが重要。なお、労災保険に特別加入している個人事業者等については、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを利用することも一つの方法。
- 疲労の蓄積の度合いについては、厚生労働省の働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（以下単に「こころの耳」という。）に掲載している「疲労蓄積度セルフチェック」を活用して確認することもできる。

#### (5) メンタルヘルス不調の予防

- ストレス要因に対するストレス反応や心の健康について理解するとともに、メンタルヘルスについて日頃からセルフケアに努めること。「こころの耳」の「フリーランスの方のメンタルヘルスケア」「eラーニングで学ぶ15分でわかるセルフケア」を活用することもその一つの方法。
- 労働者に対するストレスチェック制度を参考に、自身のストレスの状況を把握できるツール（「こころの耳」に掲載している「ストレスセルフチェック」や「マルチジョブ健康管理ツール」におけるストレスチェック機能もその一つ）を活用して、定期的に、ストレスの状況を自身で確認することが重要。
- ストレスを自身で確認した結果、ストレスが高いと思われる場合は、労働者に対するストレスチェック制度を参考に、医療機関への受診や医療保険者や自治体が実施している健康相談等を活用するとともに、仕事のペースの見直しなど業務によるメンタルヘルス不調を防止するために必要な措置を講じることが重要。労災保険に特別加入している個人事業者等については、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを利用することも一つの方法。

#### (6) 腰痛の防止

- 長時間の座り作業や運転に従事するときは、「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、適切な作業姿勢、椅子等の調整、適切な休憩をとるなどが重要。

### 3 個人事業者等が自身で実施する事項

#### (7) 情報機器作業における労働衛生管理

- パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文章・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等を行う作業に従事するときは、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を参考にして、作業場所の明るさやディスプレイ・入力機器の選択・調整、作業台や作業姿勢の調整、作業時間の調整、定期的に情報機器作業に関する健康診断を受けるなどが重要。

#### (8) 適切な作業環境の確保

- 自らが作業環境を管理できる場所（自宅を含む。）で仕事をするときには、その場所の作業環境が適切なものとなるようにすること。
- 事務作業であれば、事務作業に従事する労働者が主として使用する事務所の衛生基準を定めた事務所衛生基準規則を参考にして、適切な気積の確保、換気の実施、適切な温度の維持、適切な照度の確保等、適切な作業環境を確保することが重要。適切な作業環境の確保に当たっては、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの別紙2「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト（労働者用）」が参考になること。
- 例えば、塗装作業における有機溶剤のほか、労働安全衛生法に基づくリスクアセスメント対象物である化学物質を取り扱う場合は、化学物質へのばく露が最小限となるように作業環境を整えることが重要。

#### (9) 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

- 労働安全衛生法令に基づき、注文者から作業方法や保護具等に関する必要な措置について周知されたときは、周知された事項を遵守すること。
- 個人事業者等本人を含め作業現場にいる作業者の健康障害を防止する観点から、注文者等が作業現場における安全衛生上の規律を定めるなどの措置を講じる場合は、個人事業者等はこれに協力すること。



## 4 注文者等が実施する事項

注文者等は、1及び2を踏まえ、次の（１）から（５）に掲げる事項を実施すること。

- 仲介業者やプラットフォームも、個人事業者等に仕事を注文する場合は注文者に該当する。
- 仲介業者やプラットフォームからは個人事業者等に仕事を注文しないが、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う場合は、当該仲介業者やプラットフォームは注文者等として、当該仕事の注文者と連携して、1及び2を踏まえ、次の（１）から（５）に掲げる事項を実施すること。
- 個人事業者等が注文者等に対して次の（１）から（５）に掲げる事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者等との契約の途中解除や契約更新の拒否など、当該個人事業者等に対する不利益な取扱いをしてはならない。
- なお、次の（１）から（５）に掲げる事項については、注文者等が事業として個人事業者等に仕事を注文し、又は個人事業者等の契約内容の履行に対して必要な干渉を行う場合を念頭に置いたものであるが、注文者等が一般消費者である場合についても、その注文や干渉が個人事業者等の健康に影響を及ぼす可能性があることに変わりはないため、その旨を十分に理解した上で、注文等を行うことが重要である。

### （１）長時間の就業による健康障害の防止

- 注文条件等によって仕事を受ける個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように配慮すること。これには、次のような配慮が含まれる。
  - 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
  - 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
  - 長時間就業が余儀なくされるような短納期での大量発注を抑制すること。
  - 発注の平準化、発注内容の明確化など発注方法の改善を図ること。
  - 個人事業者等の就業時間や日々の業務量を特定する場合には、当該就業時間や日々の業務量が過密になると、作業までの個人事業者等の待ち時間が長時間に及ぶことを抑制すること。

## 4 注文者等が実施する事項

### (1) 長時間の就業による健康障害の防止（続き）

- 以下のケースのように、注文者等による注文条件等によって個人事業者等の就業時間や日々の業務量が注文者等の側で特定される場合は、そのことにより、就業時間が長時間になり、疲労の蓄積が認められる個人事業者等から求めがあったときは、長時間労働者に対する面接指導制度を参考にして、当該個人事業者等に対して医師による面談を受ける機会を提供すること。

（参考）個人事業者等の就業時間や日々の業務量が特定されるケースの例

- ① 注文者等が1日に配送すべき荷物量を指定するなど、注文者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ② 映画の撮影現場のように、個人事業者等の側で業務量が業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ③ 個人事業者等が、注文者等の事業場に常駐して注文者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者等の側で業務時間を自由にコントロールできないようなケース

- 「機会を提供する」とは、面談を行う医師の紹介、医師による面談を受けるために注文条件等により注文者等の側で特定している就業時間の変更が含まれる。
- この場合の個人事業者等からの医師による面談の求めは、注文者等による注文条件等で個人事業者等の就業時間や日々の業務量が特定されていることに起因して、当該個人事業者等の就業時間が長時間になり、疲労が蓄積したことによるものであるから、医師による面談に要する経費は、発注した仕事に必要な経費として、注文者等で負担することが望ましい。
- 「長時間」については、長時間労働者に対する面接指導制度において労働時間（休憩時間は含まない）が週40時間を超えた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた者を対象としていることを参考にするのが良いが、本ガイドラインは、個人事業者等の日々の就業時間を把握することを注文者等に求めるものではない。同時に、個人事業者等から医師による面談の求めがあった場合に、注文者等として個人事業者等の就業実態を具体的に確認することを妨げるものでもない。

個人事業者等から医師による面談の求めがあった場合に、個人事業者等の疲労の蓄積の程度を注文者等が確認したいときは、個人事業者等から同意を得て、「疲労蓄積度セルフチェック」の結果その他の疲労の蓄積の程度に関する情報を入手することが考えられる。



## 4 注文者等が実施する事項

### (1) 長時間の就業による健康障害の防止（続き）

- 個人事業者等から、医師による面談の結果をもとに、注文者等による注文条件等によって特定されている就業時間や日々の業務量について変更を求められた場合は、必要な配慮をするように努めること。この場合において、注文者等が、必要な配慮を検討する上で必要な範囲で、個人事業者等から同意を得て、医師による面談の結果を取得することは考えられる。
- 上記の場合のほか、注文者等による注文等の条件に起因して個人事業者等の就業時間が長時間になってしまった場合などで、個人事業者等から健康確保に関する相談を受けた場合は、相談に応じ、必要な配慮を行うように努めること。
- 注文者等は、個人事業者等から取得した疲労蓄積度セルフチェックの結果その他の疲労の蓄積の程度に関する情報、医師による面談の結果、個人事業者等からの健康確保に関する相談内容について情報管理を徹底するとともに、必要な配慮の検討以外の目的に利用してはならない。また、これらの情報を基に個人事業者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。 等

### (2) メンタルヘルス不調の予防

- メンタルヘルスの不調を予防する観点からも、上記（1）の事項を実施すること。
- 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第14条では、同法第2条第6項に規定する特定業務委託事業者は同条第2項に規定する特定業務受託従事者に対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じるよう規定されている。

同法の施行後においては、注文者が特定業務委託事業者であり、個人事業者等が特定業務従事者である場合は、同法第14条に基づく措置を講じる必要がある。

また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第4項に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等では、個人事業主を含む労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組が規定されている。

これらのハラスメントに関する措置義務や望ましい取組に基づき、個人事業者等のメンタル不調への対応に取り組むこと。

## 4 注文者等が実施する事項

### (3) 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等

- 個人事業者等に対して、安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供について配慮すること。
- 受講・受診機会の提供については、安全衛生教育を行っている教習機関や健康診断を行っている機関の紹介、契約から仕事の開始までの間での受講や受診のための時間の確保、注文条件等により特定されている就業時間について受講や受診のための配慮のほか、注文者等が労働者に対して教育を行う際や健康診断を行う際に個人事業者等も対象に含めて実施することが考えられる。
- 健康診断結果を踏まえた健康管理は個人事業者等が自ら行うものであり、本ガイドラインは、個人事業者等の健康診断結果の取得を注文者等に求めているものではない。
- 個人事業者等が安全衛生教育・健康診断を適切に受診・受講できるよう、注文者等は、自らも行う仕事の一部を個人事業者等に注文する場合や個人事業者等に注文する仕事の安全衛生について次の事項を把握している場合は、これらを情報提供すること。
  - 危険有害業務の内容、当該業務による健康障害リスクや健康障害防止対策に関する情報
  - 危険有害業務を行う際、労働者であれば必要となる特別教育や受講することが望ましい安全衛生教育
  - 危険有害業務を常時行う際、労働者であれば必要となる特殊健康診断等や受診することが望ましい健康診断
- リスクアセスメント対象物である化学物質を注文者等の事業場等で労働者と一緒に取り扱う業務を個人事業者等に注文する場合は、当該業務に係るリスクアセスメントの結果、当該リスクアセスメントの結果に基づき注文者等が講ずるリスク低減措置（当該注文者等が元方事業者等からリスクアセスメント結果や当該リスクアセスメント結果に基づくリスク低減措置に関する情報の提供を受けている場合には当該情報を含む。）、リスクアセスメント対象物健康診断を注文者等が労働者に対して実施する場合にはその検査項目や頻度も情報提供に含めること。
- 個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）は、個人事業者等が作業場に入場する際等に、業務に関連して必要となる安全衛生教育や特殊健康診断等の受講・受診の有無を確認することなどにより、その受講・受診の促進を図ることが望ましい。当該確認については、場を統括する者が直接行う方法以外にも、協力会社などに委任する方法も考えられる。 等

## 4 注文者等が実施する事項

### (4) 健康診断の受診に要する費用の配慮

#### 【特殊健康診断等の受診に要する費用】

- 労働安全衛生法第3条第3項においては、仕事を他人に請け負わせる者は、「安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない」旨が定められており、これには請負金額の費目等が含まれることを踏まえ、注文者は、労働者であれば特殊健康診断等が必要となる危険有害業務を個人事業者等に注文する場合には、個人事業者等が特殊健康診断等と同様の検査を受診するのに要する費用の全部又は一部を負担するよう配慮すること。
- 個人事業者等が特定の一者の注文者からのみ注文を受けて、労働者であれば、特殊健康診断等が必要な業務を常時行っている場合で、当該注文に係る仕事の契約期間が6月以上である場合（6月未満の契約を繰り返して締結し、各々の契約期間の終期と始期の間の短時日の間隔を含めて通算することで6月以上となっている場合を含む。）には、当該期間において個人事業者等が特殊健康診断等と同様の検査を受診するのに要する費用の全額を当該注文者が負担すること。
- 個人事業者等が特定の一者の注文者から受注した仕事の契約期間が上記のように通算して6月以上とはならない場合であっても、個人事業者等が一又は複数の注文者から注文を受けて、労働者であれば、特殊健康診断等が必要な業務を常時行っている場合は、例えば、個人事業者等としては、特殊健康診断等を受診するための費用を日単位に分割しておき、これに注文を受けた仕事に要した実働日に乗じた額をそれぞれの注文者に請求することも考えられるが、個人事業者等からこのような請求があった場合には誠実に応じることが望ましい。

#### 【一般健康診断の受診に要する費用】

- 注文者が個人事業者等に注文する際又は注文後において、当該仕事に要する個人事業者等の作業時間が契約期間で平均して1週間につき40時間程度となることが見込まれ、かつ、期間が1年以上である契約又は一つの契約期間が1年に満たなくても、更新等により、繰り返し契約を締結し、各々の契約期間の終期と始期の間の短時日の間隔を含めて通算することで1年以上となる契約である場合には、当該個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を当該注文者にて負担することが望ましい。
- なお、保険者が行う特定健康診査の対象になる40歳から74歳の個人事業者等は特定健康診査を受診することができるため、注文者等で個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を負担する必要はない。

## 4 注文者等が実施する事項

### (5) 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

- 注文する仕事の性質により、個人事業者等の就業場所を注文者等が特定する場合は、当該注文者等は、労働安全衛生規則及び事務所衛生基準規則を参考にして、当該場所について、気積の確保、換気、室内の温度管理、照度の確保、便所の設置など作業に適切な環境を確保すること。
- 注文者等が当該場所を管理していない場合においては、当該場所を管理又は貸与する者に、これらの措置が講じられていることを確認するとともに、適切な作業環境を確保するための措置がなされていない場合は、就業場所を変更すること（仕事の性質上可能な場合に限る。）や当該場所を管理又は貸与する者に申し入れて作業環境を改善することなどの措置を講じることが望ましい。 等

## 5 個人事業者等や注文者等の団体等に期待される取組

- 個人事業者等や注文者等が加入する業種・職種別の団体や仲介業者には、個人事業者等及び注文者等が、それぞれの立場で上記3及び4の取組を円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待される。
- 本ガイドラインの内容を個人事業者等及び注文者等に周知して、その実施を促すことのほかに、例えば、個人事業者等に対して、心身に配慮した働き方や生活習慣の改善に関する情報、業務による健康障害リスクや健康障害を防止するために必要な対策に関する情報、安全衛生教育を行っている教習機関や健康診断実施機関に関する情報を提供すること、個人事業者等を対象とした安全衛生教育を自ら行うこと、メンタルヘルスを含む健康相談に対応することが考えられる。
- 本ガイドラインを参考に、それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別のガイドラインを必要に応じて策定することが推奨される。なお、業種・職種別のガイドラインの検討に当たっては、個人事業者等、注文者等の双方の意見を十分に踏まえたものとすることが望ましいこと。

ご静聴ありがとうございました。



関連情報はこちら